

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 役員への信用保証料の適正額

Q : 役員へ支払った信用保証料の適正額について注目の判決が出たようですが、内容を教えてください。

A : 役員へ支払われた信用保証料のうち年利1%を超える部分は、役員報酬に該当するとの判断が下されました。

【解説】

この裁判は、連帯保証人となった役員に対して会社から支払われた信用保証料が、役員報酬に当たるかどうか争われていたものです。

消費者金融業を営む同族会社が、融資を受ける際、会社の代表者である役員を連帯保証人としたことに伴い、その役員に対し年利2%の信用保証料を支払い、その額を損金に算入していました。それを税務署が、信用保証協会が設定する保証料率1%を超える部分は役員報酬に当たると認定したものです。

会社側は、信用保証協会と役員とでは立場が違い、民間の信用保証会社等の平均的な料率等からも2%という数字には合理性があるとしています。

これに対し宮崎地裁は、参考となる他社の実例がないことや、役員が行った保証は役員の立場として行ったものであり営利目的でない以上民間の信用保証会社等の料率とは比較できず、また、信用保証協会と役員が行った保証には、非営利目的という共通項があることなどから、信用保証協会の料率を適正とした税務署側の判断には合理性があるとして、原告の主張を退けています。

